

第五回國會議院運営委員會議録 第十六号

昭和二十四年四月八日(金曜日) 午後一時二十二分開議

出席委員

- 委員長 大村 清一君
- 理事 石田 博英君 理事 今村 忠助君
- 理事 佐々木 秀世君 理事 山本 猛夫君
- 理事 土井 直作君 理事 権熊 三郎君
- 理事 坪川 信三君
- 大石 武一君 岡西 明貞君
- 倉石 忠雄君 田中 元君
- 田淵 光一君 塚原 俊郎君
- 福永 一臣君 福永 健司君
- 淺沼 稻次郎君 松井 政吉君
- 林 百郎君

委員外の出席者

- 副議長 岩本 信行君
- 文部委員長 原 彪君
- 議員 高橋 英吉君
- 議員 河野 金昇君
- 議員 金子 重郎君
- 議員 中村 寅太郎君
- 議員 岡田 春夫君
- 議員 早川 崇君
- 事務総長 大池 眞君

本日の會議に付した事件
 國家公安委員の任命について同意を
 求めるの件
 議院における証人の宣誓及び証言等
 に関する法律の一部改正に関する件
 委員派遣承認申請に関する件
 緊急質問の取扱ひに関する件
 明日の本會議の議事に関する件

○石田(博)委員 先般の運営委員会で問題になつておりました審査委員会の委員の各派の割当の件であります。本委員会の特殊の性質にかんがみ、わが党割当十七名のうち、一名を社会革新党にお譲りにすることに決定をいたしましたので、右御報告を申し上げますと同時に、各派の御あつせんに感謝の意を表したいと思ひます。

○大村委員長 それでは國家公安委員に植村環君任命につき同意を求めめる件を御協議願ひます。

○大池事務総長 御承知の通り植村環さんは、今日まで國家公安委員になつておられたのでありますが、今年の三月六日に任期が満了されました。一名欠員になつておつたわけであります。従つて引続き植村環さんを再任をいたしたい、こういうことに御決定に相なりましたので、その任命をするについては、警察法の第五條第二項の規定に従ひまして、両院の同意を必要といたします関係から、衆議院の同意を内閣総理大臣から求めて参つた次第であります。従つて今日までずつとやつておられた方の再任の件について、衆議院としての同意を與えるかいなかという件について御協議を願つて、適當な機会に各派の御態度がましますれば、本會議場での承認をいたしたい、こういう件であります。

○大村委員長 いかがでございますし、もし各党の方で御協議の必要があらますれば、懸案にしておいて、次回に決定願ひたいと思ひます。それは、では次回までこの問題は懸案にいたしておきます。

○大村委員長 次に緊急質問の取扱ひに関する件を御協議願ひます。

○土井委員 緊急質問に対する問題は、この前のお話では大体松本君の追放に関する問題と國稅、徵稅、賃金不拂ひ、この問題があつて、その當時の話では國稅の中西君と川島君とは、両方同一の種類のものであるから、これは社会党、共產党の方で相談をして、一本にまとめてもらえないか。同時に春日君と前田種男君の賃金不拂ひに對する問題も、内容的には同一のように見受けられるから、これまた社会党と共產党の間で話し合つて、一本にまとめられぬか。しかし万一相談の結果まとめられない場合においては、これは非公式であります。石田君からこの會議が散会してから、一括して答弁することにしようかというので、それは社会党としてはけつこうだ。そのときに林君の方では、まだ同意するということはない、まだいふことになつておるわけでありま

す。従つてこの前に緊急質問を、民自党の方の關係でもつて實際上においてできなかつたというものは、松本君の問題と、徵稅の問題と、民間企業の賃金不拂ひの問題、これだけがそのときの議題の中心だと、私はかように記憶しておるわけだ。

○石田(博)委員 その点は大体において土井君の今御説明のあつたことに私は同意しますが、松本君の問題だけは、そうではなかつたように思ひますが、その点はどうでしょう。

○佐々木秀委員 これは私が発言したので、國稅、徵稅あるいは賃金不拂ひの問題については、ただいま土井さんのおつしやつた通り、ただ松本治一郎さんの問題については、もうすでに時期が過ぎておるから、これは必要がなくなつておるのじやないかという意見と、どうしてもやりたいという意見とで、この前はまとまらなかつた。それが今までの経過になつております。

○石田(博)委員 そこで緊急質問全体の取扱ひとして、今後長い間のこれからの運営にも影響を及ぼすと思ひ、緊急質問の取扱ひに對する運営委員会の態度を、最初に原則的にきめておいたらどうかと思ひます。この間の話し合ひもありましたが、さらにここで申合せをして、はつきりさせておきたいと思ひます。それは今までの國會では、緊急質問の練をあまり軽々しく取扱いすぎたと思ひるので、これを本當に權威あるものにした。そこで申合せの提案を御参考までに読み上げてみたいと思ひます。緊急質問は緊急やむを得ざるものに限ること、緊急やむを得ざるものというものは、天災地変あるいは騒擾等に関するもの、その他議院運営委員会において緊急やむを得ざるものと認定したものをいう、こういう申合せをきめておきたいと思ひます。が、どうです。

○土井委員 緊急質問を權威あらしめるといふことについては、できるだけ緊急やむを得ざるものを取上げようという意見については、この前の議院運営委員会における話し合ひにおいても、各党もそれ〴〵賛成しておつたと思ひますし、私自身もせひそうありたいものだといふことを考へておつたのであります。従つてただいま石田君からの提案に對して、私は反対ではないのであります。ただそこで問題になりますところは、要するにその他議院運営委員会で緊急やむを得ない、という、その他という問題がある。ほくはその他という問題は、実は議會というよりも、國會の構成内容の変化においては、左右されるおそれが非常にあるのではないか。言いかえればその他という解釈によつて、議院運営委員会が緊急なりと認めるような場合が、國會の勢力分布の關係において、悪用されるおそれが多分にあると思ひます。従つて緊急質問の内容を、ある程度までさらに詳細に限定して、その他というような幅の、すなわち國會の勢力分布の關係において行われようとするところのもの、最小限度の形に何か制約する必要があるのじやないかと思ひます。

○石田(博)委員 土井君の御趣旨に私は別に異議はありません。ただその他云々といふことを、さらに納得の行くような規定をつくり得られるならば、つくつて行つてさしつかえないもの、私は思ひます。

○林(百)委員 石田君から急にさういふ意見を述べられたので、私はききよう

これは対して賛否の意見は申し上げることができないのですが、緊急質問というものは、予測せざるゝな事態に對して、緊急に政府の施策に對して質問するので、それに対しあらかじめわくをきめておくという事はむりであつて、大体みんな申合せ程度に了解しておけばいいので、何も明文にうたつて緊急質問はこれとこれとこれというふうなことをしなくていいのじやないかというふうな氣がいたします。ことに土井君の意見にはむしろ反對で、時の勢力分野に左右されるようなことがあるかもしれないが、やはりここには相当弾力性を持つておかないと、どういふ事態が起きるといふことはわれわれには予測できないから、むしろ私としてはここに弾力性のあるものを置いた方がいいと思ひます。

○権熊委員 私はこのごろむやみに緊急質問の形で、本会議を利用するように見えることを、本会議の權威のために遺憾と思つておる。ここに出しているような問題は、ことに新憲法では委員会中心の國會になつておる。委員会において発言して、こんな形でない、内容に觸れた質疑應答が委員会できやるのは、外交上の重大問題であるとか、國內の突発事件であるとか、天災地変のようなものであるとか、そういうことではなければ、みだりに緊急質問などというものをやつておつたのでは切りがいい。どの程度が緊急かという、みな緊急ということになる。だから大体わくをつつておいて、今ここに出ているようなものは委員会できやる。そのために常任委員会が二十一もできて、各派からみんなそこに委員が入つてやる。その方が実質的です。○岡田春雄君 今の民主党からの意見、趣旨には賛成です。實際國會の權威から言つて、そういう点をたとえは申合せというので、今の石田君の話をうけて列挙をすると言つても、實際問題として問題の性質によつて、林君が言つたやうにどういふ問題が起るかかわらない場合において、それはその他運営委員会に必要な事項というものを最後に入れなければならぬ。こうなつて來ると申合せというふうなものをおためて形式的に出すことの意味が、本來のになつて來るので、われわれから言へば各党のいわゆる道義的な問題として、できるだけ話し合つて行くというふうな形で、あらたまつて明文化することは避けて行つた方がいいのじやないか。今の権熊君の趣旨を実現するという方法で、各党が協力し合ふということでは話をもためたいじやないかと思ひますが、どうですか。

○大村委員長 速記をとめてください。(速記中止)
○大村委員長 それでは速記を願います。
○石田(博)委員 緊急質問の取扱につきましては、特に第三國會、第四國會、ごろから、軽々に扱われて参つたやうな傾向を私も感ずるのであります。従つてこの際緊急質問というものに權威を持たせると同時に、國會の審議を円滑ならしめるために、緊急質問についての取扱を慎重に、各派ともやつていただきたいと思つたのであります。同時に運営委員会といたしましても、緊急ということについて一つの共通の考え方を制定いたしました。これに基いてその取扱を決定して参りたいと思つております。すなわち緊急質問は緊急やむを得ざるものに限りということ、緊急やむを得ざるものとは、天災地変、騒擾等に関するもの、その他議院運営委員会において緊急やむを得ざるものと認定したものを指す、こういう申合せであります。またより議員には質問権が認められているのであります。しかしその質問権は質問主意書を出してこれをなすのが原則でありまして、政府はこれに對して一週間以内に答弁することに於いてるのであります。その一週間以内に答弁をすることが待てないということ、緊急やむを得ざるものと認定せられる時間的な問題になると私どもは考へる。同時に現在の國會は各常任委員会を中心として運営せられておるのであります。諸般の問題につきましてその常任委員会において、質疑をすればなすことができる問題については、これを常任委員会に譲つて行くということが、私どもは現在の國會運営の正しい行き方であると思つておる。その問題の性質がそれだけの分科会的な常任委員会だけでは済み得ないもの、あるいはその質が非常に廣範にわたるといふものについては、これは眞に重大な緊急なものと認定してこれを許すことも、私どもは異議がないのであります。もしこういふやうな場合、考え方の統一をはかつておかない場合においては、前國會の例で各位が御承知のとおり、緊急質問というものが盛んに濫発せられるような傾きを生じて参りま

して、その一々の取扱について、運営委員会では必ず議論を闘わして行かなければならぬ。紛擾を起すというやうな結果を招いて、そのときの國會の構成のあり方次第によつては、その取扱が一々否決されてしまふという結果さえも招く憂いがありますので、私どもは許され得る限度をここに明確にしておいた方が、むしろ議員の質問権、発言権を確立することに於いて、國會の運営を円滑に行つて行く方法であると思つておる。従つて右の趣旨に基いて申合せをされんことをここに提議いたします。
○大村委員長 たいま石田君から提議がありました。これは各党で御研究を願ひまして、次回に決定をいたしたいと思ひます。御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○大村委員長 そのようにいたします。速記をとめてください。(速記中止)
○石田(博)委員 次に議題に上せていただく予定になつております議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案について、提出者の一員が御出席になつておりましたので、その趣旨の御説明を聴取したいと思います。
○大池事務局長 私からちよつと御説明申し上げます。この前に議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律案というのを、議院運営委員会起草いたしましたものを、法務委員会と合議をいたしました。異議ないということまでできておつたのであります。その証人の宣誓及び証言の法律の一部を改正したいとい

うことで、提案者は権熊三郎さん、中野四郎さん、松谷天光さん、廣川弘禪さん、神田博さん、石田博英さん、高橋英吉さん、坪川信三さん、田中伊三さん、こういうふうな各派から出て参つておつたのであります。その法案がさらに提案者の方々の方で御研究の結果、附則の方で第一項だけか今までなかつたのであります。第二項を差加えまして、疑問の起りますやうな点を排除したいという意味で、第二項を差加えて出て來ておるわけがあります。従つてその法律案が正式に提案になりますれば、当然本委員会に付託を受けまして、さらに審査の上、法務委員会等と合議をして決定をし、正式の提案と相なるわけでありまして、その提案前に一應議院運営委員会の皆さんの御意向を承つて、特に第二項のやうなものが加わりました関係上、それを御協議願つて、これで議院運営委員会としてさしつかえないといふことになれば、法務委員会の方と合議をします。要するにこの前の審査委員会と同じやうに、下審査というか、事前審査をいたしておいて、正式の提案の前手続きを、その筋とつた方がよからうというやうに拜承をいたしております。従つてこの案を御提出になりました高橋さんが見えなくなつておりますから、第一項だけならこの前御説明申し上げた通りで、大したことはございませんが、第二項が加わりました意義等を承つて、当委員会の皆さんの御審議を一應お願いした方がいいのではないかと、こういうことで本委員会における議題といたして参りたい、こういうことに了承いたしましたのであります。高橋さんから一應御説明を伺

つた方が御便宜かと思ひます。

○高橋英吉君 それでは提案者の一人として、少し詳しく提案の理由を申し上げたいと思ひます。今の附則の二項ばかりでなく、どうせ事務総長から詳しく改正の理由について申し上げたいと思ひますが、ちよつと私申し上げたいのであります。第一に刑罰が從來は三月以上十年以下の懲役という事になつておつたのを、十年以下の懲役又は三万円以下の罰金」という事になつて、罰金刑が新たにできることになるのですが、これは私が申し上げるまでもなく、議院における証人は最初は罰則がなかつたものですから、非常にてだめを言つたというふうな弊害を痛感して、偽証罪の罰則をこしらへたわけです。これがまた不当財なんかでいろいろ体験して見ますと、極端な行き過ぎだつたというふうにも考えられる点があるので、こゝう緩和規定を設けていたのだと考へるに至つたのであります。罰金刑をこしらへたのは、議院における証人の中には公務員が相当多いのです。普通の裁判所における証人と違つて、ほとんど大半は公務員といつてもいいくらいな從來の経過になつておるのです。従つて公務員に対してあの不当財に見られたような、苛烈な証人に対する質問のもとに、少しでも間違つてゐるといつた場合に、こゝとくそれが偽証罪として起訴されて、三月以上の懲役に処せられるということになると、たとい執行猶予になつても、すべて公職から追放しなければならぬことになつて、あまりに苛酷である。そこで特に議院内における証人に対しては、情状によつては罰金刑で寛恕してやるとい

うような規定を設けたい、そういう理由も一つあるわけです。

その次に親告罪にするかしないかという問題ですが、これは申し上げるまでもなく不当財の關係で偽証罪として起訴せられ、第一審、第二審をすてに経過せられて、それ／＼判決があつた人々があるのですが、その経過を顧みますと、第一審においては親告罪としての判決があり、第二審においては非親告罪としての判決があつて、最高裁判所の判決を待つばかりになつておる。これは結局この法文の表現がまずかつたから、かように同じ裁判所でも一審と二審で、解釈が違ふということにもなるのではないかと思ひますから、たといこれが親告罪という立法の趣旨にしても、非親告罪という趣旨にしても、もつと明確に法文を是正しなければならぬのではないかと思はれておつたのであります。さらにわれわれはこれは親告罪にすべきものであるという結論に到達したわけですから、それは申すまでもなく議院内におけるべきことは、なるべく自治的に國會の權威を保持する意味において、國會内において処理すべきものであつて、特に重大な例外的な事件以外は、外部の干渉を許すべきものでないという建前が、ほんとうではないかと思ひます。ところが不当財などにおける実際の経過から見ますと、不当財でまだ偽証とも何とも意思を決定しないときに、外部からだに議員の身辺に対して檢察の手が延びて来て、議院内におけるべきことに対して、議會の意思決定を待たずして、外部からだに議院内に、言葉が悪く言つて干渉するように見られるような経過をたどつて来ておるのであ

ります。これはよほど考へないと、党利党略というか、政略的にこの偽証罪というものが悪用されるおそれもありますから、原則的に議院内のことは議院内で処理するといふ建前から、親告罪とせよしたいといふことに考へております。

それから附則の二項を新たに追加してもらひましたのは、現在先ほど申し上げました第二審で判決を受けておる人があるわけですが、もしこの改正案が通過することになりますれば、これから後の人々はこれによつて改正法の恩恵にあずかることになりすすけれども、この改正法が施行されない前に犯罪行為があつた人々、現に刑事問題として裁判所關係に係属されておるような人々に対しては、この緩和規定が適用できないことになつて、これは刑法の大精神である新法が輕ければ新法、旧法が輕ければ新法を適用せずして、旧法を適用するといふ、輕きによつて処断するといふ大原則、刑法の精神に背反することになると考へますので、特にこの二項を必要とするに當つたのであります。これがなくとも當然輕きによつて処断することができると私も考へておつたのであります。したが、親告罪といふのは訴追條件で輕きによつて処断するといふ、刑法の第六條が適用できないといふことを発見いたしましたので、特にこの二項を追加することになつたのであります。すなわち現在偽証罪として問題を起しておる人々、この改正法の恩恵を適用せしめるといふ、改正の精神については少しもかわつていないので、ただ表現がかわつて来たにすぎないのであります。

す。この点を申し上げて御参考にしたと思ひます。

○林(百)委員 今回の問題で裁判に係属されているのは何人あるのですか。

○高橋英吉君 木村公平君と三浦寅之助君、それから西村榮一君は起訴保留ですが、最高裁判所のこれに対する親告罪であるかどうかといふことの判断をまつて、西村君に対する態度を檢察廳では決したといふふうになつておるようですが、とにかく問題になつておるのはこの三人です。それから前議員で磯崎貞序君が關係しております。

○林(百)委員 刑法の偽証罪は「三月以上十年以下の懲役」ですが、同じ偽証罪で、刑法でちやんと包括的にきめてあるのに、國會の偽証の場合だけなぜ輕くする必要があるのですか。

○高橋英吉君 これは大体刑法でも、林君御承知のように最初は罰金刑があつたのです。戦時中に改悪せられて、罰金刑が削除されたわけですが、議院内における偽証罪の罰則を緩和するといふ私の趣旨は、先ほど申し上げましたように公務員關係が証人に多いわけですから、それと不当財に見るやうに苛烈な政争といふか、そういうふうな結果と、委員が沢山おつて、裁判所等における裁判長だけの尋問と違つて、各方面から深刻に徹底的に追求されるから、あの場合の空氣として、知らず知らずのうちに偽証罪を犯すといふやうな傾向もあるわけですから、ちよつとした關係から、そのときの空氣によつて偽証をやつた人が公務員である場合には、その全生活が破壊されるというやうな重大な結果を起して、普通の公務員外の裁判所あたりで証人になる人々に対する刑罰以外の社會罰といふか、

そういうものとの均衝がとれないといふやうに私も考へております。だから國會内においては特に罰金刑を附加して、情状を酌量すべきものに対しては、公務員たる資格を保持せしめるやうにいたしたい、かように思つております。

○林(百)委員 そうすると國會の証言の場合には、偽証になる機会が多いから、少しくらい偽証してもいいじやないか。情状で救つてやるやうといふのですか。

○高橋英吉君 そうではないのです。あの空氣が、不当財で直接体験された方はわかりませけれども、とにかく各方面から思ひもよらない質問が来るので、勢いそういうふうになる場合がある。たとえば今の各議員に、君は法定の選費の以内で選挙したかといふ場合に、いや費用超過しておると言ふ者は一人もないわけではないか。(笑声)

○林(百)委員 こういうことが心配になると思つたのです。一つはお互いに法の權威のためですが、これをやつて高橋さんは法律家ですが、遡及させて、親告罪か親告罪でないかといふ問題があり、ことに第二審では親告罪でないといふことで裁判しておるもので、親告罪に遡及させて、しかも十四日以内に告発しない場合、この規定を認めるといふことが、根本的に原則的にできなかつたかといふことが一つあります。それからあなたの言われるやうに、はげしい政争の具に供されるから、慎重に扱わねばならぬといふが、それを考へると親告罪にしても、たとえば大覚派、絶対多数を持つておる側から出た証人は、かりに偽証しても、親告しな

いし、少数派の、ことに共産党のごときは、眞偽を許さず偽証罪で告発してしまふ。そういう問題は親告罪にするしないにかかわらず同じだと思ふ。結局高橋さんのお考えは、今入つてゐる者を救つてやりたい。ことに民自党の人が多しうですが、そういう意図があるとする、技術的に慎重にしなければいけないので、われ／＼としてここですぐ意見を述べるといふことはむりです。

○高橋英吉君 その点は林君から今のお説を聞くとはなはだ意外で、これは非公式な話ですけれども、林君に了解を求めに行つたときには、双手をあげて賛成されておつたよふで、ただ共産党の少数派的な立場から、これを言われるのでしようが、しかし告発したからといつて、檢察廳がただちに取上げるといふことにきまつていないわけです。

○林(百)委員 私は弁護士ですから、人の罪になることを好んでないが、しかし刑法の立場もあるし、國會の權威といふこともあるし、國會の偽証だけを特に軽くするといふことも意味をなさない。それから遡及させるということも問題だと思ふ。それから親告罪にするといふことによつて、かえつて政争の具に近づくこともあると思ふ。情としては高橋さんの提案はわかるけれども、はつきり言えないといふことは言つておきたいと思ふ。

○大村委員長 速記を中止してください。

○大村委員長 速記をお願いします。ただいま提案者から理由を聴取されたのでありますが、この問題はなお各党でも

御研究を願うとして、後日さらに審議をすることにいたしましたと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大村委員長 ではそのように決めます。

○大村委員長 次に文部委員会の委員派遣承認申請について議長から諮問があります。この際承認を求められた文部委員長から御説明を願ひました上で、御協議を願ひたいと思ひます。

○原彪君 御説明を申し上げます。文部委員会におきましては満場一致で、このたびの法隆寺の災害について、現地に於て調査をしたいといふこと、議長に申請することになりました。御承知のように法隆寺は世界最古の木造建築物であり、また日本にとつてはかけがえのない国宝でございます。これを焼失しましたことは、これから文化國家として立つ日本にとつては、大きな損失であります。その焼失の原因がどこにあるかといふことを現地に於て調査をし、また今後かかる災害を再びならしめるためには、どうしても文部委員としては現地に行つて詳細に調査をしなければならぬといふ結論でございます。もう一つは法隆寺でも幸いに災害を受けなかつた部分がございます。これも国宝であります。建物をとりこわして疎開してあつたものでございます。これもまた新しく組み立てて建築し直さなければならぬものでございます。文部予算としては法隆寺の再建費として、約三千万円を計上いたしており、かような予算とにらみ合せて、実際に十分にそれが再建できるかとい

うよふなことも、現地に行かなければどうしても委員としての認識を深めることができないので、現地に行きたいといふことでございます。もう一つは法隆寺の災害を調査したかたわら、時間的余裕もありますので、教育委員会法を改正しろといふ輿論が大分あります。すなわち現在は縣單位に教育委員が選挙されておりますが、やがて市町村にこれを置かれることになり、小さい村で教育委員を各村で置いた方がいかどうかといふことに対する、いろいろな反対の輿論もあるようでございます。そのことも現地に行つて聞き、もう一つは現在の教育委員が独立した機関でありながら、予算を行政官廳の方に操られておる關係から、たとへば知事あたりに教育長がほとんど頭が上がらぬといふよふな具体的な事實もありませんので、そういう面も教育委員会と、行政廳と両方行つて調査したいといふことが、現地派遣の理由でございます。何とぞ承認願ひたいと思ひます。

○坪川委員 期間と人数はどのくらいですか。

○大池事務總長 期間は六日間でございます。その日程は承認があつた後に定めたといふことであります。人数は委員長以下八人でございます。

○大村委員長 ちよつとこの際申し上げました。ただいま委員長から御説明がございましたが、御質疑がありましたらお願いしたいと思ひます。御意見はそのあとでよく御相談したいと思ひます。

○権熊委員 法隆寺の火災の原因の調査はよくわかりませんが、教育委員会法の改正につき実地に調査する。どこへ行くのですか。

○原彪君 奈良へ参りますから、奈良から大阪、京都へ参りまして、行政の長である府知事と教育長と両方の意見を、ついでといつては語弊がありますが、ちよつと帰る行程になつておりますから……。

○林(百)委員 原さん、今私たちがあなたの話を聞いて、法隆寺の現地調査、これは納得できるのですが、教育委員に対する批判の音が起きている。その現地調査を京都、奈良、大阪だけで済ますといふことは、ちよつと納得できないと思ひます。それは何か委員会でも特にそこを調べる理由があるのですか。

○原彪君 特に指定したわけではございませんが、道筋がちよつと近距離で、途中寄つて行くといふよふな形でございます。

○権熊委員 法隆寺の火災は、國家的に非常に重大な問題で、すでに司法當局において責任者などの処罰もあつたよふでございませぬ。いまさら國會から火災の原因を調査に行つても無意味だと思ひます。それ以上に徹底した機關がやつておるから、法隆寺の再建のために実地に行つて、三千万円の費用でできるかどうかといふことを見て來るなら意味はあるが、火災の原因調査は意味ないと思ひます。そこで反対です。それから教育委員会法の改正のため、奈良、京都、大阪をまわつて來るといふのは、委員派遣の一番悪い弊害をいかに露骨に出しているのだから、こゝういふことのためにわれ／＼は委員派遣をこの前の國會以來ごとく反対して來ておる。今度の國會にもまたこゝういふものが出て來ることは非常に遺憾です。文部委員会の權威にも関しま

すから、反対します。

○林(百)委員 法隆寺の調査は、委員長の説明のうちで、再建できるかどうかといふことを除いたのではないかと思ひますが、これはやはり人数とか日数を適当に制限して、非常に大きな國家的な問題ですからこれはよろしい。ただ権熊委員の言われるよふに帰り道に奈良、京都、大阪をまわつて、教育委員の実状を調査研究といふことは私は反対ですが、法隆寺の現地調査の方は私は賛成です。

○土井委員 私は法隆寺の再建に対する問題の現地調査といふことについて、も、今ただちに行かなければならぬほどの必要性がないのではないかと。要するに再建経過とか、それ／＼技術的に設計せられて來たときに、それらの設計と照應して見て、實際の面に當つて見なければならぬといふ必要が出て來たときにやつてもおそくない。現に國會が開会されておるときでありますから、場合によつては休会中にその問題を特に申請して行つてさしつかえないのじやないか。従つて爾余の問題は、権熊君、林君が言ふ通り、物見遊山的に見るといふ立場から、この機会に開会中に行つて對しては賛成したい。

○大村委員長 ただいまだん／＼御意見がございましたが、文部委員会の委員派遣の件は、議長においてこれを保留すべきものと答申するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大村委員長 御異議がなければさよう決します。

○大村委員長 速記をお願いします。ただいま提案者から理由を聴取されたのでありますが、この問題はなお各党でも

御研究を願うとして、後日さらに審議をすることにいたしましたと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大村委員長 ではそのように決めます。

○大村委員長 次に文部委員会の委員派遣承認申請について議長から諮問があります。この際承認を求められた文部委員長から御説明を願ひました上で、御協議を願ひたいと思ひます。

○原彪君 御説明を申し上げます。文部委員会におきましては満場一致で、このたびの法隆寺の災害について、現地に於て調査をしたいといふこと、議長に申請することになりました。御承知のように法隆寺は世界最古の木造建築物であり、また日本にとつてはかけがえのない国宝でございます。これを焼失しましたことは、これから文化國家として立つ日本にとつては、大きな損失であります。その焼失の原因がどこにあるかといふことを現地に於て調査をし、また今後かかる災害を再びならしめるためには、どうしても文部委員としては現地に行つて詳細に調査をしなければならぬといふ結論でございます。もう一つは法隆寺でも幸いに災害を受けなかつた部分がございます。これも国宝であります。建物をとりこわして疎開してあつたものでございます。これもまた新しく組み立てて建築し直さなければならぬものでございます。文部予算としては法隆寺の再建費として、約三千万円を計上いたしており、かような予算とにらみ合せて、実際に十分にそれが再建できるかとい

○大村委員長 それでは前に戻りまして、緊急質問の件を御協議願います。

○石田(博)委員 あした大蔵委員会関係の法案が三案上つて来ておられるわけですが、これをどうせのせなければならぬ。そこで私どもとしては確かに記憶に新たな通りで、この運営委員会が四つの緊急質問だけは取扱う。國稅徵收で中西伊之助君と川島金次君と、賃金不拂いの前田種男君と春日正一君、この四人をやらせるということはこの前ここで言いました。しかしながら性質が國稅徵收と徴税で似ている。それから前田君と春日君のも似ている。そこでこの二つは一本にしようという努力をしてもらいたいという条件つきで、万が一一本にならない場合は答弁を一本にするという条件で前回やるといふ段取りを、わが党の方都合で延ばしてもらつた。その事情は確認をいたしま

す。そこでそのときの条件になつておつた別々の者がやるといふことは、大体似たような問題で、その趣旨をそろえてやるといふことが常識だと思ふ。そういふ取扱をしてもらいたいといふのもう一つは徴收方法その他に対する質問は、各國務大臣の施政方針演説の質疑の中に、しようちゆうだれでもかれでもやられた問題でないかと思ふが、その点についてもう済んでいることじやないかと思われる。確かに約束はしました。私どもの都合でやめてもらつたのだから、できるだけ早い機会にやつてもらわなければならないが、それだからといつて一般質問で済んだものをやみくもにやることには同意いたしかねる。そうして大体同一種類のものをやらなければならないという権利の主張でなく、あなたの方には私どもの方

として明らかには借金があるのだから、あなたの方でも貸方の方として、もう一步進んだお考えを、いただきたいと思ふ。

○林(百)委員 実はこういうことになつておる。あのときの四本は質問をする。できるなら一本にしてくれ。しかし一本にならない場合は大臣の答弁を一括にしてくれというあなたの申入れがあつた。私の方は一本にするよう努力しましたが、やはり立場が違ふからやろう。しかし石田君の言うように大臣の答弁を一括でいいじやないかというところで、党の了解を得ていた。その事情はお考え願いたい。それから今言つた代表質問で済んだということでしたが、それは当然やります。審議上やめるべきものはやめ、あるいは削るべきものは削らせます。しかし社会党とここで一本にするといふことははつきり言へぬ。努力はしますが、そういふときは大臣の答弁を一本で願いたい。努力はしますが、万一の場合はその程度でわれわれの立場も認めてもらわなければならない、そういう事情にある。

○土井委員 この前は國稅徵收の問題と賃金未拂いに対する問題だけだといふふうに、石田君の方で言つておるが、私はそうではないと思ふ。あのときにとりあえずの問題として、松本君の問題も盛んに論議されて、それはそれとしてやるというふうに決定したという意味でないけれども、とにかく一應やらせようじやないかというところで、全体のものをやらせまいかという方針でなく、一應考えようといふことになつて、逐次上げて行こう。逐次上げて行くについては、特に緊急必要であるといふ

面から、これとこれとこれと、たとえばあのときの話では、これらは一括してやるべきじやないかというので、特に抽出されて論議の焦点になつたといふだけにすぎない。従つてぼくは将来の緊急質問に対しては、先ほどもそういう提案があつたので、党へ持ち帰つてまた正式に論議して、この委員会に持つて来るといたしましたが、とにかくこれに出してあるものだけは――出してあるといふのは要するに八つのお米の問題まで一應やらせてもらふべきではないかと思ふ。

○大村委員長 速記をやめてください。(速記中止)

○大村委員長 速記を始めてください。

○石田(博)委員 もう一ぺん提議をします。松本治一郎君追放に関する緊急質問、田中織之進君提出、これは賛成。國稅徵收方法に関する緊急質問、中西伊之助君提出、これも賛成、徴税及び租税に関する緊急質問は撤回していただきます。民間企業における賃金不拂いに関する緊急質問と賃金未拂問題に関する緊急質問、前田君と春日君の提出のものは一本にしていただきたい。但しどうしてもという場合は、答弁者は一括答弁、それから大阪市における警察官の不当彈圧に関する緊急質問、これは賛成、最後に日本移民問題特に米國移民修正法案に関連しての緊急質問は外務委員会においてこの緊急質問を行うことが必要であるという認定をせられた場合においては賛成する。

○大村委員長 ただいま御提議があり

【反対者挙手】

○大村委員長 挙手少数でございますから、提案通り決定いたします。

○石田(博)委員 緊急質問の時間は十分を越えないことにはどうですか。それから先ほど申し合せをお願いいたしました通りの條項をお願いしたい。

○大村委員長 石田君の御提議に御異議ございませんか。

○石田(博)委員 これをもつて今後の緊急質問の判定の基準にしないということ、それから万やむを得ない場合においては大臣以外の者の答弁で満足する。

○大池事務局長 明日の本会議は大蔵委員会から可決をいたして来ております三案をまず日程に上せします。大蔵委員会でご公團等の予算及び決算の暫定措置に関する法律案、通信事業特別会計法の一部を改正する法律案、専賣局特別会計等の昭和二十四年度の予算の特例に関する法律案、この三案が上つて来ております。この三案とも共産党は反対でございます。従つてこの三案とそれに引續いてただいま御決定になりました緊急質問を、明日の議事日程に上せさせていただきます。

○早川兼君 遅れて來ましたがちよつと発言させていただきます。先刻石田委員から発言がありました。が、審査委員会の委員割当に關しまして、社会革新党割当の際に、民自党の一名を譲つていただきました。当委員会の御承認を得ましたので、この機会に感謝しておきます。(拍手)

○大村委員長 本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十分散会

昭和二十四年四月十九日印刷

昭和二十四年四月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局